

岩手県告示第287号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和7年4月1日次のとおり委託した。

令和7年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
弁護士法人ブレイ ンハート法律事務 所	東京都千代田区丸の内三丁 目4番1号	1 災害救助法（昭和22年法律 第118号）の規定による応急 仮設住宅に係る損害賠償金の 収納 2 生活保護法（昭和25年法律 第144号）第63条の規定によ る返還金、同法第78条第1項 から第3項までの規定に基づ く徴収金及び保護費に係る不 当利得による返還金の収納	令和7年4月1日	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで